

(様式 1)

ひ教施発第 69 号

令和4年1月27日

文部科学大臣 殿

(設置者名)

茨城県ひたちなか市長 大谷 明

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第 1 2 条第 4 項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

ひたちなか市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和3年度(1年間)

(担当)

ひたちなか市教育委員会施設整備課

住所: 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号

電話: 029-273-0111

E-mail: sisetsu@city.hitachinaka.lg.jp

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

前渡小学校において、学校の防犯対策のため、フェンスの改修工事を実施する。また、長堀小学校、佐野中学校においては、建築基準法の規定に適合させるために小荷物専用昇降機及び防火シャッターの改修工事を実施する。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

長堀小学校、佐野中学校の学校給食調理場(勝田地区)の老朽化対策を行うとともに、衛生的で安全・安心な学校給食を提供するため、調理場のドライシステム化を行う。併せて、学校給食に携わる教職員の健康を確保するため、空調設備の設置工事を行う。

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		17 校
中学校		7 校
義務教育学校		1 校
中等教育学校（前期課程）		校
特別支援学校（小学部及び中学部）		校
幼稚園等（特別支援学校の幼稚部を含む。）		4 園
幼保連携型認定こども園		園
高等学校等（特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。）		校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	22 箇所
	共同調理場	2 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	18 箇所
	学校武道場	7 箇所
	社会体育施設	箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	有	令和2年2月
国土強靱化地域計画 ^{※2}	有	令和2年3月

※1 インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月29日）に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画の初年度に、庁内において3の目標の達成度合いについて計測するための指標等を検討し、計画期間経過後に、その策定した指標等に基づき目標の達成度合いを計測し、評価結果等を当市のホームページ等で公表する。

